

中泊町農業委員会会議録

平成29年10月17日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 10月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月17日（火） 午前9時00分～午前10時00分

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員（10人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一		
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴		
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
			11番	澤田健吾
			13番	木村巧

4. 欠席委員（4人）

委 員	3番	鈴木誠一	7番	大川新造
委 員	10番	長利弘明	12番	野上喜代次

5. 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名

第3 【議案】

- 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第22号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

- (1) 業務予定
- (2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長	三上晋一	次 長	竹谷 覚
			前田和夫
総括主幹	開米 るみ子	主 幹	打越 賢一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会10月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p>
議長	<p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、14番松田委員、2番神委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>なお、本日の会議書記には事務局職員の開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p>
議長	<p>議案第20号の審議に入る前に、13番木村巧委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。</p> <p>(木村巧委員退席)</p> <p>◎議案第20号</p>
議長	<p>それでは日程第3の議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成29年10月17日提出 中泊町農業委員会会長。</p>
議長	<p>議案第20号について、受付番号27番から28番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。</p>

松田委員

はい、14番松田です。
それでは報告いたします。

去る10月3日に、私と神委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が2件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。

以上ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号27番から28番の2件ございました。内訳は贈与が1件、売買が1件です。

受付番号27番は、尾別字小谷の1筆の畑1,090平方メートルの贈与です。譲受人は譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号28番は、田茂木字若宮の1筆の畑138平方メートルの売買です。譲受人は譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号27番から28番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより質疑にはいります。

議長

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

(木村巧委員着席)

◎議案第21号

議長

議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

6ページをお開き下さい。議案第21号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求め

議 長

議案第21号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

松田委員

それでは報告いたします。去る10月3日、私と神委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が3件ございます。

申請地は中里地区、薄市地区、今泉地区の田と畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

7ページをお開き下さい。

それではご説明いたします。

受付番号5番は、中里地域の亀山地内の1筆の畑で面積が612㎡です。

転用目的は、申請事業者は現住所に両親と同居しているが、2人目の子供が生まれて両親の住宅では、手狭になり隣接する畑に増築することです。

周辺農地等への影響については、申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われま。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)」で中泊町役場から300m以内の区域に入り第3種農地であります。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

受付番号6番は、薄市地域の沖原地内の1筆の田で面積は254㎡です。

転用目的は、風力発電所建設に伴う横断鉄塔の設置作業用地として(期間が13か月間)利用することです。

周辺の農地等への支障については、本転用による汚水は発生せず、雨水は、沈砂池に集水後、上水を排水路に流し、方面については、むしろを張るなどして、濁水の流出による被害を未然に防止する。以上から問題ないものと認められます。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のアの(イ)のC」で農用地区域内農地であります。当該農地は原則として許可できない農地ですが、不許可の例外として、仮設工作物の設置その他一時的な利用(3年以内)である場合許可できることとなっております。よって許可相当と認められます。

受付番号7番は、今泉地域の唐崎地内の1筆の畑で面積は593㎡です。

転用目的は、隣地にある譲受人の事務所の駐車場として利用したいとのことです。

申請地は、譲渡人が父から相続した土地であるが、昭和59年頃から家が建っていて農地になっていることを知りませんでした。農地法の許可なく農地以外の目的で使用することは違法であることを知り、直ちに同法の許可を得よう指導されたので、始末書を添付して申請したとのことです。

周辺農地への影響については、周辺には畑はあるが自家消費用の栽培であるため本転用による影響は無いものと思われま。

許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のカの(ア)」でその他の2種農地であります。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第21号は原案のとおり決定いたします。

議案第22号の審議に入る前に、6番長利弘貴委員に関する議案があります。農業委員会法第24条(議事参与の制限)の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから、関係議案の審議中は退席をお願いします。

(長利弘貴委員退席)

◎ 議案第22号

議長 次に、議案第22号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 19ページをお開き下さい。議案第22号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年10月17日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年10月4日付け中農政第172号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

次のページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡しが1件となっています。

受付番号23番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、富野字大磯の農地2筆、地目は田、面積は9,792㎡です。売買価格は391.6万円です。対価の支払い期限は平成29年10月26日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

26ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が1件で面積は、12,883平方メートルです。

受付番号51番は新規設定で、設定する農地は今泉地内の14筆の「田」12,883平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1.5俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案22号は原案のとおり決定します。

(長利 弘貴委員着席)

議長

議事については以上で終了しました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 | その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議長 | それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会10月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年10月17日

農業委員長

署名委員

署名委員
